

あかの民商ニュース

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二・七一五八

NO 1836

商売くらしに役立つ!
全国
商工新聞
月/500円

事業復活支援金について

申告相談期間も「事業復活支援金」についての問い合わせが多くありました。(申請の対象となるかは、ニュース裏面に載せておきました)

申請の流れとしては支援金ホームページで①仮登録(メールアドレスと電話番号入力)、②申請ID・パスワードを決める③登録確認機関で事前確認④マイページから申請となります。

①、②は簡単に行えます、③の登録確認機関は金融機関(事業資金の借入がある)、商工会・農協・税理士(会員・組合員、反復継続した支援先)の場合、左記のとおり必要な書類はすくなくすみませんが、反復継続支援先がない方は行政書士に連絡をとり事前確認を受けなければなりません。

「必要な申請書類」

個人

- 運転免許証又は(住民票+健康保険証)
- 確定申告書(收受印のついた基準期間全て)
- 対象月の売上台帳
- 振込先の通帳
- 宣誓・同意書
- 法人
- 履歴事項全部証明書
- 確定申告書(收受印のついた基準期間全て)
- 対象月の売上台帳
- 振込先の通帳
- 宣誓・同意書

收受印がない場合は、税務署から納税証明書その2が必要です

青色申告は収支内訳書必要



- 継続支援関係がない方は左記の書類が必要
- ① 基準月の売上台帳等
 - ② 基準月の売上に係る1取引分の請求書又は領収書
 - ③ 基準月の売上に係る通帳等(売上の取引が確認できるページ)

②、③については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書(様式あり)を提出することで代替することができます。

換価の猶予申請をしましょう

消費税及び地方消費税が一括で収められない方は、「換価の猶予」制度を活用しましょう。昨年度も数名の方が換価の猶予申請書を税務署に提出しました。

換価の猶予が認められると延滞税の全部または一部が免除になります。申請型の換価の猶予は納期限から6ヶ月以内に申請する必要があります。

- 換価の猶予の税額が100万円以下の場合「換価の猶予申請書」「財産収支状況書」を提出。
- 換価の猶予の税額が100万円超の場合は、「換価の猶予申請書」「収支の明細書」「財産目録」「担保関係書類」の提出が必要です。

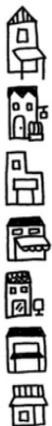
なんでも相談会



時短協力金

2回目の請求届く

まん延防止がおわり2回目の時短協力金の申請をした方から阿賀野市から通知書が届いたと連絡がありました。



確定申告後日談

集団申告間近に会員さんから「申告書の住所はこの住所書けばいんだろかね」という質問があったことを思い出しました。(〇〇さん住所一か所しかないよね?と思いつつ)「自宅の住所書いてください」と述べておきました。

収支計算で頭が疲れ深刻に申告を悩んでいたのだらうと思いました。



集団健診のご案内

日程 6月4日(土)
申し込み人数 4名
申込み 1名 残り 3名

